

丹波篠山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月30日

兵庫県丹波篠山市長

酒井隆明

丹波篠山市条例第43号

丹波篠山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

丹波篠山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例

(丹波篠山市立認定こども園条例の一部改正)

第1条 丹波篠山市立認定こども園条例（平成27年篠山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

丹波篠山市立かやのみ認定 こども園	丹波篠山市日置127番地	115人
----------------------	--------------	------

(丹波篠山市立幼稚園設置条例の一部改正)

第2条 丹波篠山市立幼稚園設置条例（平成11年篠山市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第2条の表丹波篠山市立かやのみ幼稚園の項を削る。

(丹波篠山市保育所条例の一部改正)

第3条 丹波篠山市保育所条例（平成11年篠山市条例第105号）の一部を次のように改正する。

別表城東保育園の項を削る。

(丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例（平成21年篠山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表しろたきクラブの項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 丹波篠山市立かやのみ認定こども園の入所の承諾、入所の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。